

○独立行政法人国立科学博物館個人情報保護管理に関する 規程

平成17年4月1日
館 長 裁 定

最 終 改 正
令和7年3月31日
館 長 裁 定

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第8条）
- 第3章 教育研修（第9条）
- 第4章 職員の責務（第10条）
- 第5章 保有個人情報等の取扱い（第11条—第23条）
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等（第24条—第38条）
- 第7章 情報システム室等の安全管理（第39条・第40条）
- 第8章 保有個人情報の提供、特定個人情報の提供制限及び業務の委託等
（第41条—第43条）
- 第9章 安全確保上の問題への対応（第44条・第45条）
- 第10章 サイバーセキュリティの確保（第46条）
- 第11章 監査及び点検の実施（第47条—第49条）
- 第12章 行政機関との連携（第50条）
- 第13章 雑則（第51条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条の規定に基づき、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）における個人情報の管理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、個人情報保護法第2条、第60条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 科学博物館に、総括保護管理者を置き、理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、科学博物館における保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人

情報等」という。)の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 保有個人情報等を取り扱う各課室等に、保護管理者を置き、次の者をもって充てる。

- 一 経営管理部、展示部及び学習支援部 各課長、主幹及び室長
- 二 動物研究部、植物研究部、生命史研究部及び理学研究部 各グループ長
- 三 筑波実験植物園 研究推進・管理課長
- 四 昭和記念筑波研究資料館 研究推進・管理課長
- 五 附属自然教育園 附属自然教育園長が指名する者 1名
- 六 産業技術史資料情報センター 産業技術史資料情報センター長が指名する者 1名
- 七 標本資料センター コレクションディレクターが指名する者 1名
- 八 分子生物多様性研究資料センター 分子生物多様性研究資料センター長が指名する者 1名
- 九 科学系博物館イノベーションセンター グループ長

2 保護管理者は、各課室等における保有個人情報等を適切に管理する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第5条 保有個人情報を取り扱う各課室等に、保護担当者を置き、当該課室等の保護管理者が指名する者をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(事務取扱担当者)

第6条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

2 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(監査責任者)

第7条 科学博物館に、監査責任者を置き、館長が指名する監事をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設置するものとする。

第3章 教育研修

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従

事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

- 3 総括保護管理者は、保護管理者、保護担当者及び事務取扱担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。
- 4 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第10条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び本規程の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第11条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第12条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従うものとする。

- 一 保有個人情報等の複製
- 二 保有個人情報等の送信
- 三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第13条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第14条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

- 2 保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則とし

て、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

（誤送付等の防止）

第15条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その他の内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

第16条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

2 保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち合い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（個人番号の利用の制限）

第17条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定するものとする。

（特定個人情報の提供の求めの制限）

第18条 職員は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第19条 職員は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（特定個人情報等の収集・保管の制限）

第20条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

（特定個人情報等の取扱区域の明確化）

第21条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

（保有個人情報、特定個人情報ファイルの取扱状況の記録）

第22条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

（外的環境の把握）

第23条 保有個人情報が、外国において取扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第24条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下第6章（第32条（入力情報の照合等）を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第25条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第26条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第27条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第28条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる情報漏えい等の防止)

第29条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第30条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

- 2 保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第32条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第33条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第34条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第35条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第36条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第37条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第38条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第39条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

2 保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合については、

必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

- 3 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
- 4 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め
の整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うため
に必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室等の管理）

第40条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、
警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要
な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措
置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報の提供、特定個人情報の提供制限及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第41条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき
行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報（行政機関等匿名加工情報（行政
機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報に該当するものを
除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、原則として、提供先における
利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等につ
いて書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機
関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を
要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行
い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるもの
とする。

- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立
行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2
項に規定する措置を講ずるものとする。

（特定個人情報等の提供制限）

第42条 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提
供してはならない。

（行政機関等匿名加工情報等の提供）

第42条の2 保護管理者は、個人情報保護法第107条第2項の規定により、法令に基づ
く場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保
有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第107条第1項及び第113条の規定（第116条の規定に
より第113条の規定を準用する場合を含む。）により、行政機関等匿名加工情報の利用
に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から個人情報保護法第110
条第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切

な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

(業務の委託等)

第43条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項（委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること）

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

四 個人情報の安全管理措置に関する事項

五 個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

六 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

七 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

2 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき科学博物館が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

4 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

5 個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする際には、委託先において、科学博物館が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

6 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は科学博物館自らが第3項及び第4項の措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

7 個人番号関係事務の全部又は一部の委託先が再委託をする際には、委託をする個人番

号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 8 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第44条 保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を国立科学博物館長（以下「館長」という。）に速やかに報告しなければならない。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、所管省庁に対し、速やかに情報提供を行う。
- 6 総括保護管理者は、漏えい等が生じた場合であって、法第68条第1項の規程による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規程による本人への通知を要する場合は、速やかに手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力するものとする。
- 7 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有するものとする。

(公表等)

第45条 館長は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

- 2 国民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規定に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。

る。

第10章 サイバーセキュリティの確保

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第46条 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

第11章 監査及び点検の実施

(監査)

第47条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第9章に規定する措置の状況を含む科学博物館における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第48条 保護管理者は、各課室等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第49条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第12章 行政機関との連携

(行政機関との連携)

第50条 科学博物館は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、関係省庁等と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第50条の2 総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し、次に掲げるときは、個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。

- 一 第40条の2第2項、第42条第3項、同条第4項及び同条第5項の報告をするとき
- 二 第42条第6項及び第43条の措置を講じたとき
- 三 契約相手方が個人情報保護法第118条各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき

第13章 雑則

(雑則)

第51条 この規程に定めるもののほか、個人情報保護の管理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月28日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。